

(別紙)

諮問番号：令和6年度諮問第9号

答申番号：令和6年度答申第8号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人は、次に掲げる事情を顧みずに行われた原処分（児童扶養手当資格喪失処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 東日本少年矯正医療・教育センター（以下「医療少年院」という。）は予約を取れば面会可能であり、請求人の子（以下「本件児童」という。）を手紙のやりとりで支えること、本件児童が努力し頑張る気持ちを続けられるよう差し入れをすること、本件児童の帰住に向けた準備を関係機関と連携を取り行っていくこと等、請求人ができることは継続していくと考えている。
- (2) 医療少年院に入らなければならない前に治療できる医療機関や施設・専門機関がなく、治療の場が東京となったが、請求人は本件児童を監護し続けている認識であり、別居監護に相当する。

#### 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 原処分は、本件児童が札幌少年鑑別所（以下「鑑別所」という。）に收容されたことにより、親の監護が及ばないものとして児童扶養手当（以下「手当」という。）の資格喪失を決定したものである。
- (2) 児童扶養手当法（以下「法」という。）において、少年院等に收容されている児童の母は、当該児童を監護しないものとして取り扱うこととされており、少年院等に收容された児童及び児童を監護する父母等に関する個別事情や経歴、措置に至った経緯などについて考慮できる根拠はない。
- (3) 以上のことから、処分庁の決定は適正なものであり、違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 本件児童は、令和5年10月24日に鑑別所に收容され、同年11月15日以降は引

き続き医療少年院に收容されているが、これらの施設に收容中の本件児童の生計維持に係る費用は全額が国費負担であり、日常生活において請求人が本件児童の衣食住の面倒をみているとは到底いえず、同年10月25日以降は請求人が本件児童を監護していると認めることはできないから、本件児童が鑑別所等に收容されている間は請求人の監護が及ばないと判断して行われた原処分に違法又は不当な点は認められない。

- 2 請求人は、本件児童に対し、面会、手紙のやりとり、差入れ等のできることを継続していくと考えており、本件児童が医療少年院に收容中であっても、本件児童を監護し続けている認識でいると主張するが、児童が少年鑑別所及び少年院に收容された場合は親の監護が当該児童に及ぶと認める余地はなく、請求人が本件児童に対し、面会、手紙のやり取り、差入れ等を行っていくという事情を考慮しても、鑑別所及び医療少年院に收容中の本件児童を請求人が監護しているとは認められないから、請求人の主張を採用することはできない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和6年7月26日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年8月2日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

手当は、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等）の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として（法第2条第1項及び第3項第1項）、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護する場合に、当該児童を監護する父、母又は養育者に対し、手当を支給することとされている（法第4条第1項）。

手当の支給認定に係る事務等は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めている。処理基準によれば、「監護」とは、「監督し、保護すること、すなわち主として精神面から児童の生活について種々配慮し、物質面から日常生活において児童の衣食住などの面倒をみているこ

と」とされ、そして、「少年院等に収容されている児童の母は、当該児童を監護しないものとして取り扱うこと」とされている。

そこで本件についてみると、本件児童は令和5年10月24日に鑑別所に収容されている。少年鑑別所法第41条において、在所者には、衣類及び寝具、食事及び湯茶並びに日用品、学用品その他の物品であって、少年鑑別所における日常生活に必要なものを貸与し、又は支給する旨定められているため、本件児童の日常生活における衣食住などの面倒は当該鑑別所の長がみている状態となり、本件児童に請求人の監護が及ばなくなったことに伴い、手当の支給要件に該当しなくなったとして原処分が行われたことが認められるから、原処分に違法又は不当な点はない。

なお、請求人は、本件児童に対し、面会、手紙のやりとり、差入れ等のできることを継続していくと考えており、本件児童が医療少年院に収容中であっても、本件児童を監護し続けている認識であると主張する。しかしながら、手当支給の対象児童が少年鑑別所又は少年院に入所した場合、衣類及び寝具、食事及び湯茶並びに日用品、学用品その他の物品であって、当該施設における日常生活に必要なものを国が貸与し、又は支給することとされているので、監護は当該施設の長が行っていると解すべきであり、請求人は法第4条第1項にいう監護する者の立場にはないから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子